

固定資産評価情報開示請求書

(あて先) 福岡市

区長

令和

年

月

日

固定資産税の納税義務者		法人印及び代表者職印
住所 (所在地)	フリガナ	○
氏名 (名称)		
(電話 -)	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 下記の者に固定資産評価情報の開示請求に関することを委任します。 <input type="checkbox"/> 本書により委任 委任をした日(令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 委任状(同意書、承諾書)を別途添付		

法人の方が請求される場合は、法人印及び代表者等の職印を押印してください。
代理人の選出を別紙委任状等により行う場合、委任状に押印があれば、請求書への押印は不要です。

印鑑に法人名がない場合や、法人名の表記が異なる印鑑を使用される場合は、「印鑑証明書」をご提示ください。

本書により委任を行う場合、又は相続人の方が請求する場合は、下記に代理人等(請求者)の氏名、住所等を記載してください。

代理人等(請求者)		法人印及び代表者職印
納税義務者との関係	<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他()	○
住所 (所在地)	フリガナ	
氏名 (名称)		
(電話 -)	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	

法人の方が代理人の場合は、法人印及び代表者等の職印を押印してください。

※ 運転免許証などにより、ご本人又は代理人等の方の確認をさせていただきます。
また、委任状の場合は委任者の本人確認書類(写し可)も必要となります。

請求する固定資産及び固定資産評価情報の種類等						
固定資産の種類	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋					
固定資産の所在地 又は家屋番号						
開示を請求する 固定資産評価情報の種類	<input type="checkbox"/> 土地評価計算書 <input type="checkbox"/> 家屋基準年度別評価額推移表 <input type="checkbox"/> 家屋再建築費評点数算出表					
希望する交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口における交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付 ※郵送交付を希望される場合の支払い方法(<input type="checkbox"/> 定額小為替 <input type="checkbox"/> 納付書)					
受付印	整理番号	本人確認方法		決 裁		
	第 号	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート(旅券) <input type="checkbox"/> 在留カード(外国人登録証) <input type="checkbox"/> その他()		課長	係長	係員
	/					

(注) 太線内のみ各欄に必要事項を記入し、該当する項目の口欄にチェックをしてください。
※ 請求又は委任に際しては、裏面の注意事項をお読みください。

固定資産評価情報開示請求に際して

- 固定資産評価情報については個人情報に該当するため、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類の提示又は写しの添付、法人その他団体の場合は法人印及び代表者等の職印を押印していただく必要があります。

また、代理人等による請求の場合については委任状等の提示又は添付が必要です。代理人が個人の場合は委任状に加え代理人の運転免許証等の本人確認書類の提示又は写しの添付、相続人の場合は被相続人との続柄が確認できる戸籍謄本等に加え相続人の運転免許証等の本人確認書類の提示又は写しの添付、法人その他団体の場合は法人印及び代表者等の職印を押印していただく必要があります。

なお、固定資産評価情報開示請求書に、納税義務者が個人の場合は本人の署名及び本人確認書類（写し）等の添付、法人の場合は法人印及び代表者等の職印が押印されており、かつ、固定資産評価情報の開示について委任する旨の記載があれば委任状等は省略することができます。

- 写しの交付を希望される方については、福岡市手数料条例第2条第2項により、**手数料が必要**です。（※閲覧のみは無料です。）

なお、手数料の額は、写しの交付1枚（片面）につき、10円となります。

- 郵送による交付を希望される方は、事務担当課より「固定資産評価情報開示決定通知書」（以下「決定通知書」という。）を送付いたしますので、決定通知書を受領後、下記のことを事務担当課まで送付してください。

※納付書払いを選択された方につきましては、決定通知書に納付書を同封します。

- ・ 手数料（郵便局の定額小為替又は納付書の領収証書写し）
※ 手数料の額は決定通知書に記載しております。
- ・ 返信用封筒（あて先を記入して切手を貼付してください。なお、あて先は納税義務者又は代理人に限ります。）
- ・ 決定通知書の写し（評価情報を特定するために必要となります。）

- 開示した固定資産評価情報に異議がある場合については、検査に必要な資料等の提出があれば、地方税法第353条に基づき再検査を行います。ただし、再検査については評価全体を見直すこととなります。

なお、再検査により評価に誤りがあった場合は、地方税法第417条に基づき最長で5年間について増額又は減額の修正を行います。

備

考